

青森市予定価格の事後公表に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市建設工事及び業務委託請負契約に係る予定価格の事前公表に関する要領(平成17年4月1日実施)に規定する公表の対象及び公表の方法にかかわらず、建設工事の請負契約を締結しようとする場合における入札執行後の予定価格の公表(以下「事後公表」という。)を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後公表の対象)

第2条 事後公表の対象となる契約は、設計金額が500万円以上の建設工事に係るものとする。ただし、事後公表に適さないと市長が認めるものは、この限りでない。

(事後公表の周知)

第3条 事後公表の対象となる契約の入札を執行するときは、公告又は指名競争入札通知書に事後公表である旨を記載し、周知するものとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成21年11月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成23年7月26日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の青森市予定価格の事後公表に関する試行要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成24年4月17日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の青森市予定価格の事後公表に関する試行要領の規定は、この要領の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。